

## 寒川町議会基本条例 パブリックコメント実施結果

- 1 募集期間 令和6年1月30日（火）～令和6年3月19日（火）  
（50日間）
- 2 資料配布場所 寒川町役場本庁舎 2 階情報公開コーナー、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、寒川総合図書館、寒川町健康管理センター、町ホームページ（閲覧）
- 3 意見の提出状況等 意見提出者数 4名  
※意見の応募対象者であるか不明である方 0名  
意見総数 14件（内訳別記）
- 4 内訳別意見件数

意見の内容	意見数	ページ
条例全体	4件	-
前文	1件	P1
第2章 議会（第3条～第12条）	3件	P2～4
第3章 議員（第13条～第17条）	4件	P4～5
第4章 政務活動費（第18条）	2件	P5

※ 各意見の内容は別紙資料をご覧ください。

- 5 この「パブリックコメント実施結果」については、次の場所で掲示しています。  
寒川町役場本庁舎 2 階情報公開コーナー、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、寒川総合図書館、寒川町健康管理センター  
また、町ホームページでも閲覧することができます。  
本パブリックコメントにご協力いただきまして、ありがとうございました。

お問い合わせ先：寒川町議会事務局 総務担当  
電話 0467(74)1111 内線 341 FAX 0467(74)1115  
E-mail gikai@town.samukawa.kanagawa.jp